

交通事故被害者の会

第24号

2007年8月20日(年3回発行)

発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目
ノースキャピタルビル4階

E-mail hk-higaisha@nifty.com

ホームページ

TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。年3回の会報が送られ、毎月の例会に参加できます。例会時に当事者としての相談も受けています。(例会の日程はp12)

拓那へ、母からの手紙

江別市 高石 洋子



高石 ^{たくな} 拓那 1986年8月30日生まれ 当時16歳

平成15年2月12日、早朝、アルバイトの新聞配達へ向かう途中、飲酒運転のRV車にひき逃げされ亡くなりました。即死状態で、倒れている拓那の体には雪が降り積もっていました。

明るくて、優しく、いたずらが好きで、でも、すごく照れ屋で、頑張り屋さん。どんどん背が伸びて「180cm超えた～」って言ってたね。顔も大人っぽくなってきていた。

中学から、バレーボールが好きになったね。大好きな友達と練習するのが、楽しかったんだね。高校でもバレー頑張っていたね。冬休みにお前がのんびりしてるから、「部活何時から?」「遅れたら皆に迷惑かけるんだよ!」ってお母さん何時も言ってたね。部員が拓那一人になっていたなんて、分かってなかったよ。御免ね。拓那の「諦めない精神」、今でも男子バレー部に受け継がれているよ。相変わらず部員少ないみたいだけどね。

拓那がこんなことになって、色々な事を知りました。日本は決して平和ではなかった。

交通戦争で年間何千人もの方々が犠牲になっていて、交通事故の裁判は被害者を苦しめていたの。何も知らずに過ごしていた自分に反省して生きています。

拓那の事故が教えてくれた事は、とても重大な事だった。お酒を飲んで人を撥ねてその場から逃げるとアルコールの検知から逃れるだけでなく、証拠さえ無くすことができる。その場で助けた人より罪が軽くなる「逃げ得」がまかり通っているの。

お父さんと、お母さんは「逃げ得」の無い法律を作ってもらう為に今も訴え続けているよ。

拓那を守ってあげられなかった事が一生の後悔だから、拓那に謝りながら頑張っている。

そして、私達の願いは一つ、「交通事故死ゼロ!」だよねっ拓那!

拓那の母 (いのちのパネルより)

今号の主な内容(数字はページ)

2007年 定期総会開かれる

会員交流会での報告・発言から 内藤裕次 米澤透 豊岡淑子 永野準二 小野茂 他
被害者の声が社会を変える～厳罰化法、相次ぎ成立。被害者の裁判参加も実現へ～
「民事法定利率の改正について」青野 渉 報告「死人に口なしの不当捜査 ふみにじられた息子の名誉と尊厳」中原智子 報告「札幌地裁は旧公団の責任認めず。不当判決に控訴しました」高橋利子 「講話を終えて」細野雅弘 会の要望事項 願いの実現めざして
いのちのパネル展感想(大学篇) 「フォーラム・交通事故」のご案内 書籍紹介 他

2007年 定期総会開かれる

5/13 かでる2・7

発足後8回目、2007年定期総会は5月13日13時半より、かでる2・7を会場に28名の出席で行われました。(総会時の会員数111人)

司会は内藤副代表。犠牲者へ黙祷を捧げたあと、来賓の道警交通部交通企画課長本間義美氏、道交通安全協会専務理事榎林榮次氏のご挨拶を受けました。

総会議事は、今年も伊藤さん(世話人)と、小野さん(副代表)の議長によってスムーズに進行しました。



活動報告の中では、要望事項に基づくとりくみの他、被害の実相を伝える体験講話が、昨年より多い13人の会員によって30回にわたり行われたこと、いのちのパネル展示が札幌だけでなく、函館や夕張など各地に拡がり、11回を数えたことなどが紹介されました。

決算および監査報告が承認された後、2007年度の活動計画と予算についても提案通り承認。要望事項については、今年は3カ所の文言整理にとどめた案が承認されました。役員改選では、前田代表と小野・内山・内藤の各副代表が再任されました。なお、世話人に5月より2名の方に加わっていただきました。

総会后、全体での会員交流会に移りました。昨年より少ないものの全道各地から34人の参加者があり、内藤副代表(弁護士)の「交通犯罪被害者の尊厳と権利のために」という学習に続き、「犠牲を無にしない、私たちのとりくみ」として米澤夫妻、豊岡、永野、小野各会員から報告を受けました。自由交流では、初参加の方の「事故紹介」や、これまで参加された方からの「その後報告」などが行われました。涙ながらの報告に共感し、聞いている会員もまた涙。重たいけれども、その中で新しい出会いもあり、元気と勇気を分かち合えた会員交流会でした。



(報告と交流の発言紹介は4~5ページ)

6時からの懇親会は、会場を「ホテルエル



ム札幌」に変えて行われました。昨年より多い23名が参加し、和やかな雰囲気の中で再会を喜び、近況など語り合い、懇親を深めました。

代表挨拶

前田 敏章

私たちの活動はその継続自体大変な労苦を伴うが、8回目の総会を開催できたことを皆さんと一緒に喜び合いたい。そしてお力添えをいただいている道警交通部、活動助成を頂いている道交通安全協会に厚くお礼を申しあげる。

昨年を振り返ると、私たちなりの粘り強い取り組みと訴えが社会を動かす力になったことが見えてきた1年だった。改めて「継続は力」ということを実感する。

犯罪被害者等基本法施行から2年目、基本計画に基づく法律や制度の構築が、完全ではないが進んでいる。私たちが5年前から要望事項にあげていた「自動車運転過失致死傷罪」新設という刑法改正、および、飲酒ひき逃げを厳罰化する道交法改正が今国会に提出されている。会として法制審議会で意見を述べることができ、江別の高石さんは内閣委員会で参考人発言をした。

一方、被害者、遺族の二次・三次的被害の深刻さも痛感する。今日の総会にも、体調を崩し出席できない方がいらっしやる。

制度の不備や回りの反応を介して痛手を被るのが「二次被害」。そして「三次被害」はPTSD(心的外傷後ストレス障害)など、心に傷を負い、長期化したものを指すのだが、二次的被害を生まない社会、被害者そのものを出さない社会を願わずにられない。

そのためにも、今年も稚内や旭川など全道各地から出席いただいたが、1年に1度でも顔を合わせ、互いの無事を確認しあい、また次の1年間、動けるように、互いに元気と勇気を分け合う、そんな総会と交流会にしていきたい。ご協力をお願いします。

来賓挨拶

道警本部交通部交通企画課長 本間 義美氏

高校、大学、あるいは運転免許停止処分者講習などで、自らの体験を基に心に響く交通安全講話を行う。あるいは各地で展開している「いのちのパネル」展。こういう活動を通じ、道民の交通安全意識の高揚と、事故防止に尽力を頂いていることに、改めて敬意を表したい。



昨年の死者数は277人。過去の統計と比べると6年連続で減少し、2年連続してワーストワンを回避した。今までは、北海道が死亡事故の多いのは当たり前という印象だったが、これから本格的に、死亡事故を都道府県別でも最下位にしていくという時期ではないかと考えている。皆様方のご協力をお願いしたいが、犠牲は未だ多く我々の課題は多いと自覚している。

現在道交法の一部改正が国会で審議されているが、罰則の強化が、死亡事故だけでなく交通事故そのものの防止に機能することを期待している。

道警として、第8次交通安全計画(5カ年計画)で、目標を掲げて取り組んでいる。悲惨な交通事故の被害者を一人でもなくするために、連携を強め、全力で取り組んでまいりたい。

貴交通事故被害者の会の輪がさらに全道に広がること、会員の皆様方のご健勝を祈念する。

(財)交通安全協会専務理事 楢林 榮次氏

交通事故被害者の会の事務局は、私も交通安全協会の中に置かれ、当協会として、活動に必要な資金助成、事務所の提供など支援をさせて頂いている。



先ほど交通企画課長からお話があったように、昨年は、交通事故死者数の全国ワーストワンの2年連続返上、それから死者数の6年間連続減少という目標を達成することができた。死者数が200人台になったのは53年ぶりであり、皆様方をはじめ、多くの方々の地道な活動のたまものと、心から敬意と感謝を申し上げる。北海道はこれから活動期であり、予断を許さない状況もある。広く道民に訴えて被害者を一人でも少なくするための運動を展開していきたい。

貴会が、交通事故死ゼロを目標に、被害者等相互間の自主的な支援活動、情報交換、機関紙等の発行、体験講話、いのちのパネル展の開催などについて、今後とも活躍される事を期待している。

当協会も、財政的には非常に厳しいものがあるが、本年も何とか、役員に交通事故被害者の会の必要な支援について説明し理解を頂いた。昨年同様の支援、関係団体との調整に努めさせて頂く。よろしく願いたい。

会員からのお便り

総会への出欠はがきから

残念ですが、仕事のため欠席します。(旭川市 TM)
昨年は出席させていただき本当に良かったです。今年は主人が手術し退院したばかりなので、大変残念ですが出席できません。又、いつかの機会にお会いできます事、楽しみにしております。皆様もお体御自愛のほどお暮らし下さい。(江差町 YS)

いつもご苦労様です。ほとんど出席できずすみません。(上川町 SM)

いつもご苦労様です。今回は忙しいので行けませんので、宜しく願います。(小樽市 KS)

前田代表はじめ役員の皆様、本当にご苦労様です。私も息子を失ってはや十年が過ぎました。編集後記をみましたが「死人に口なし」「加害者天国」は未だに変わらずですね。皆様の益々の御健康をお祈り致します。(苫小牧 TK)

総会の日は姪の誕生日です。祝うはずの主のいない誕生日。昨年も同じ会場で亡き姪を思いながら時間を過ごしました。今年は13回忌を迎えます。長い道のりではありませんが、皆様の地道な日々の活動や粘り強く訴え続ける事で、刑法、道交法の改正へとつながってきているように思われます。尊い命の犠牲を無にすることなく、これからもお互い体に気をつけ頑張っていきましょう。(札幌 KM)

会報により、交通事故被害の状況、又、会の活動の状況が伝わってきます。皆様の活動の大事さ、役員の皆様の積極的で粘り強い取り組みが被害者を守る要であることがわ

かります。皆様、お体に気を付けて、がんばって下さい。応援しています。(札幌市 MH)

いつも会報を御送付下さいまして、ありがとうございます。仕事の都合で欠席させていただきます。(札幌市 IT)

高野山へお参りに行く日と重なり、今回は欠席させていただきます。いつもありがとうございます。(室蘭市 TT)

会の弁護士様、役員皆様方、世話人様の特段のご配慮を頂きまして、心より感謝申し上げます。今後共よろしく御願ひ致します。(南幌町 KT)

どうしても都合がつかせませんでした。(旭川市 TK)

あの「交通犯罪」から約1年。視野が広がってきましたが、問題・課題も見え、不安を感じつつ「何とかしなきゃ」とやれる範囲のことをやるつもり。よろしく願います。(岩見沢市 UY)

すっかり御無沙汰しております。調査研究を通じて何かの側面支援になればという思いで精進しています。(北海学園大学経済学部 川村雅則)

江差町 柳谷さんの絵手紙



交通犯罪被害者の尊厳と権利をめざして 会員交流会での発言

弁護士としてのとりくみから

副代表 内藤 裕次

刑事手続きへの被害者 参加制度について

上記法案が今国会で審議中です。しかし、日弁連は会長声明で反対意見を出しました。それに対し、全国の弁護士が有志を募り、この法案について賛成の声明を出しました。300人を越えた賛同者の一人として、私も名前を出しました。被害者の保護よりも被告人の保護の方が重要だという意味で否定することは賛成できません。

現状、心情に関する意見陳述を除き、被害者が刑事裁判の法廷に立つことは出来ません。そこで、直接質問できるようにしようというのが、今回の法律です。しかし、ハードルは高いです。まず検察官に質問したい内容を申し出ます。そして良しとなれば更に裁判長に申し入れ、その裁判長が相当と認めて初めて質問が出来るのです。その意味ではまだ不十分ですが、現状の制度よりも一歩前進となるので評価できます。(その後についてはp6)

犯罪被害者支援委員会でのとりくみ

私は札幌弁護士会の犯罪被害者支援委員会に所属し、被害者保護をいくつか取り組んでいます。

交通事故に遭われた方がおりましたら、こういうものがあるということで教えてあげてください。

犯罪被害者弁護ライン：011-251-7822、毎週水曜17～19時 犯罪被害者の電話相談。

交通事故の電話相談：011-242-5225、毎週水曜13～16時 面接相談：011-251-7730

精通弁護士紹介制度：犯罪被害者の弁護に精通している弁護士が相談に乗る制度。

その他、北海道被害者相談室における相談担当などを行っています。

示談斡旋：民事上の賠償問題だけに限りませんが、どう話し合っているのかわからないという場合に、弁護士が間に入って仲裁のような事をする制度で、利用率も多いようです。

法律扶助制度：収入が少ない方に限るのですが、交通事故に限らず弁護士費用を立て替えてくれる制度があります。昨年出来た「法テラス札幌」(日本司法支援センター、札幌地方事務所)が窓口です。電話：0570-078374

弁護士というと、気持ちの面の他に、お金の問題で非常に敷居が高いイメージがありますが、とんでもない金額を請求される心配はあまりありません。交通事故に関して言うと、結果的に賠償金は多かれ少なかれ入りますので、着手金は取りませんという弁護士も居て、最後に弁護士費用を払えば良いというケースも多いので、金銭的なハードルは低いと思います。

以上、支援の活動に役立ててください。

娘は、時速130キロの殺人運転の犠牲に

旭川市 米澤 透

娘は4年前の8月17日、交通事故で亡くなりました。新聞では単なる前方不注意と、わずか14行の記事で書かれています。でも実際は、後からいろいろわかりましたが、信じられない事ばかりでした。

当初加害者は時速100キロと言っていました。それが、警察のずさんな鑑定で、70～120キロとされました。50キロもの差があるのです。加害者はこれを利用し、裁判になると80キロと主張。結局裁判官は100キロと認定しました。

民事で、茄子川教授に鑑定して頂きましたら、127.6～134.6キロ。警察の鑑定と全く違う驚くべき事実が明らかになりました。相手側の鑑定でも116キロであり、民事の判決は127キロでした。現場は緩いカーブですから、その手前では140～150キロくらいは出ていたのではないかと思います。これは、危険運転どころでない、殺人運転です。運転殺人罪、運転殺人予備罪、そういった罪を設けて欲しいと思います。

公道を走る競技マシンと言われる怪物のような車「インプレッサ」を、免許を取ってわずか7ヶ月の息子に買い与えた親の責任も重大です。その後の誠意も全くありません。リース会社で買ったという事故車のその後を陸運局で調べましたら、4回も転売されていました。普通なら、道義的責任で、残金を払い廃車にすると思います。誰も知らないから売るといって、驚くべき行為です。

【 続いて奥さんからの発言 】

その日の夜11時、「お宅の真理子さんが、亡くなりました」という



電話が来たのです。すぐに岩見沢警察署に行きましたが、なかなか娘に会わせてもらえないのです。どうしたのかと思ったら、娘は、顔がほとんど無いような状態で、頭にグルグル包帯が巻かれていまして、全然顔が分かりません。だから今も娘が死んだと思う気にはなれないのです。

私は、1年6か月という刑を受けた加害者に、一度会って、どういう気持ちでいるのか聞きたかったのですが、刑務所に入ってから一度も手紙とか自分の気持ちを伝えるものは届いていません。何の音沙汰も無いのです。考えてみると、一度も娘の仏前に手を合わせる事はありませんでした。

娘がとてもかわいそうで仕方がありません。刑が終わってしまえばそれまでではなく、人の心を持ち、一人の命の事をきちんと考えて欲しいのです。

そういう事を思うとすごく胸が苦しくなります。今日も、この場に来ることを躊躇しました。感情が乱れて、お見苦しいところをお見せするのはどの心配があったのです。しかし、娘のために、娘がどんなにかわいそうな死に方をしたかという事をお話ししたくて、ここに来ました。(関連記事：23号 p7)

交通犯罪被害者の尊厳と権利をめざして 会員交流会での発言

悲しみの連鎖を断ち切り、障害者の逸失利益ゼロの改正を 札幌市 豊岡 淑子

例え障害を持っていても、子供に先立たれた親の悲しみは同じです。子供の成長は健常児の何倍も嬉しいし、純粋な気持ちや笑顔には癒されるものがあり、関わる人が育ててもらふ事はたくさんあります。決して0円という存在ではありません。

一方的に命を奪われた上に、0円と言う屈辱的な数字を突きつけられ、何にも求める事ができず、ただ「すみません」という言葉だけで済まされてしまう。障害者である前に人間であるはずで、障害児は、決して特別な家庭に産まれるわけではなく、誰もが、障害児の親になる可能性を持っています。病気や怪我で後天的に障害者になる可能性があります。自分の事として考えて欲しいです。

今まで、裁判すらできず悔しい思いを抱えながら、泣き寝入りするしかなかった親の気持ちが、私にはよくわかります。

私は、昨今の頃どうしようもない思いで、被害者の会に入会しました。そして、紹介していただいた同じ境遇のお母さん方と活動を始めました。弁護士とも出会い、裁判にこぎつけることもできました。被害者をサポートしてくれる会の大切さを実感しています。私は逸失利益0円の改正をする事ができれば、長男の達規はそこに生きる事ができると思っています。子供を失った悲しみの他に、更に受ける苦しみは、もう他の人にも味わって欲しくない。悲しみの連鎖は断ち切りたいです。(関連記事、23号 p6)

夕張でのパネル展 夕張市 永野 準二

来場の一人一人が真剣に一枚一枚のパネルを見ていただき、我々の魂からの叫びを受け止めて頂けたと思います。ある方は、涙を流し、又ある方は一枚のパネルを何分も何分もじっくり見ていました。私もまた、パネル一枚一枚をゆっくりと見て、たった一つ「思いやり」さえあれば、このような悲しく、悔しい出来事のすべては無かったのではないかと思います。私自身が一番先に思いやりを持ち、皆さんに訴えていこうと思います。

パネル展をもっと全道に広めてほしいと思います。いつの日か交通事故がゼロになる日をめざし、これからも被害者の会の活動を微力ながら、私の命のある限り、続けていきます。

パネル展を担当して 小野 茂

2002年に犯罪被害者の等身大パネルを展示する「生命のメッセージ展」を開催し、命という事を訴えましたが、このままにして良いのかという思いが私の中に生まれ、交通事故だけのパネル展示を企画しました。2003年にまず6名がパネルを作りましたが、12枚になり大通の地下街で展示をしたとき、「息子が免許を取るのだけれど、車に乗ったらこういう責任を負うという事を教えたい。持ち帰る冊子はないですか」と問われました。それで作ったのが小冊子です。パネル制作の費用や運営は、北海道共同募金会からの助成です。今年も20万円頂きました。

現在手記は20名、展示回数は延べ50回以上にあり、小冊子も4訂を重ねています。

パネルに参加される方が増える事は何も嬉しい事ではありません。しかし、皆さんの悔しく辛い思いを、やはり外に出していかないと通じないのです。多くの人に見て頂き、訴えていかなければなりません。参加希望があれば連絡下さい。地方での展示についても、相談に乗って進めたいと思います。



【以下は、交流会での発言の一部です】

家族5人で参加しました 札幌 原田 利彦

今日のように桜が咲いていたり、空が青いと悲しくなります。このさわやかさを私たちだけで感じて良いのかと・・・この会に入り相談に乗って頂き力づけて頂きました。私も皆さんの話を聞いて、一緒に涙するだけかも知れませんが、何かの力になりたいと思って家族で参加しました。

【続いてご家族の小林さんから】

1年4月の判決を受けた加害者は現在服役中ですが、願いは満期服役して欲しいことです。仮釈放を止めようと、市原の交通刑務所に連絡を取ったところ、「受刑者の頑張りを評価するのが仮釈放という制度。加害者にも家族がいる。被害者の意向でとやかくできない」という理解し難い言葉。最終判断するのが関東更生保護委員会ということで、そちらに家族で出向きました。担当の方は2時間半くらい私たちの話を聞いてくれました。仮釈放について被害者の意向も尊重する制度が検討されていることなど知りました。(関連記事：20,21,22号)

捜査と情報開示が課題 岩見沢 卜部 喜雄

1年経って、感じていることですが、警察が調書をとるときは誘導尋問が入っています。息子の事故の場合、「何もなければ事故は起きなかった。あなたの息子さんのどこにミスがあったと考えますか?」と言われました。それも相手側の速度などは知らされない中だったので大変でした。(裁判で)検事の起訴状を聞いて初めて、相手側は大変な前科があり、事故時も115～125キロという暴走運転をしていたことを知ったのです。捜査と情報開示の問題が本当に重要と思います。

そして、もしもの時のためにも、こういう場(被害者の会)があることを広く知らせておく必要があると思います。私も協力します。(関連記事、23号 p9)

ご報告 江別市 若林 緋紗子

私自身が受けた事故から16年半になります。いろいろと二次、三次的被害にも遭いました。昨年脳脊髄液減少症ということがわかり、1年間かけて治療しました。裁判も納得のいかない判決でしたが、ストレスに耐えられず、最近終結させました。

交通事故被害は圧倒的に怪我の方が多いため、これからは、そういう方にアドバイスができれば良いと考えています。(関連記事、13号 p1)

被害者の声が社会を変える

厳罰化法、相次ぎ成立。被害者の裁判参加も実現へ

6月12日

自動車運転過失致死傷罪施行

前号でもお知らせした改正刑法は5月17日に成立し、6月12日施行となりました。

これまでは、最高刑が懲役5年の業務上過失致死傷罪の中で裁かれていた自動車運転中の人身事故が、最高懲役7年の「自動車運転過失致死傷罪」で罰せられることになり、厳罰化が一步進みました。(下線)

また、危険運転致死傷罪(刑法208条の2)に、四輪以上という限定がなくなり、二輪車にも適用されることになりました。

自動車運転を特別類犯として、より重い裁きが出来るようになったことは大きな前進ですが、最高7年というのは、危険運転致死罪の20年との整合性からも軽すぎます。後段の「刑の裁量的免除規定」の廃止と合わせ、改正を求めていく必要があります。

刑法211条2項

「自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いとときは、情状により、その刑を免除することができる」

6月14日

改正道交法成立、飲酒運転厳罰化

飲酒運転およびひき逃げを厳罰化する改正道路交通法が成立。9月にも施行される見通しです。

改正により、酒酔い運転の場合最高刑が懲役3年から5年に、ひき逃げの場合が5年から10年に引き上げられました。悪質な飲酒ひき逃げの場合は、併合罪で15年ですが、危険運転致死罪の最高より軽いという問題を残しています。

改正法は、これまで罰則のなかった車両や酒類提供者、また同乗者にも罰則を新設している他、後部座席のシートベルト着用の義務化もされています。

法案審議の過程で、4月12日、参院内閣委員会で参考人発言をした江別市の高石洋子さんの発言を抜粋で紹介します。(改正法の内容は前号参照)

6月20日

「被害者の裁判参加法」成立

6月20日には、裁判への被害者参加を含む刑事訴訟法等の一部を改正する法律案が可決されました。

日弁連が反対を表明するなど、予断を許さない状況でしたが、「全国犯罪被害者の会」を先頭に、粘り強く求めてきた結果の朗報です。

私たちも、これまで刑事裁判に置いて、蚊帳の外に置かれることにより受けてきた不公正を改善するため、要望事項に掲げ、ヒアリングなど機会あるごとに要請してきました。犯罪被害者等基本法の精神の一つが具現化したことで、被害者運動も大いなる希望をもって進める事が出来ると思います。

以下、制度内容の概要を示します。業過事件も対象です。なお、実施は今から1年半後、裁判員制度が始まる前の08年度中にも予定ということです。

1) 被害者が刑事裁判に参加出来る制度

在廷権が認められ、「被害者参加人」として、検察官や裁判官の許可を得て直接被告人に質問でき、検察官の論告求刑の後、法律の範囲内で異なる求刑を意見として述べることが出来ます。もちろん、こうした裁判参加は望まなければなくても良く、権限を選択して行使できます。

2) 刑事裁判の手続きを利用して民事の損害賠償請求ができる制度(付帯私訴)

判決で被告が有罪になった場合、請求すれば、同じ裁判長が、原則4回以内の審理で損害賠償命令を出します。当事者に不服がある場合は、通常の民事訴訟に移されます。

3) 公判記録の閲覧・謄写の条件の緩和及び範囲の拡大事件について知りたいという理由だけで、裁判中の記録の閲覧・謄写が可能になります。

道交法改正について

高石洋子さんの参考人発言(議事録より抜粋)

平成19年4月12日 第166回国会 参院内閣委員会

(前略)加害者は、逃げたことにより飲酒を免れ、証拠隠滅の行為も免れ、寝ずに飲んで遊んで、眠くなってくる朝方に人をはねたのに、わき見運転の供述が通り、判決文にはうそばかり載っています。犯人に下された刑は実刑2年10か月でした。これで何が納得できるでしょうか。

私たちは道路交通法の甘さを痛感しました。これじゃまるで逃げ得じゃないかとなっても、もう裁判は終わっていました。2年10か月の刑もたった2年3か月という速さで仮出所しています。2、3年の刑で反省できるのか、到底納得できません。この犯人は、「自分は刑期を終えてきた、罪は償った、これ以上どうしろと言うのか」と新聞記者に言ったそうです。反省してきた人の言葉でしょうか。

私たちは、飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会のメンバーとともに、法改正を求める活動をしています。私たちは、逃げ得という極めて不合理な法律があることを知り、子供たちの死を無駄にしたいくないという気持ちと、こんな苦しい思いをもうだれにもさせてはいけないという思いから訴えているのです。(中略)

今回新設される自動車運転過失致死傷罪と改正される道路交通法の救護義務違反が適用され、併合罪となってもその最高刑は懲役15年にしかならず、危険運転致死傷罪の最高刑20年には届きません。これでは逃げ得を認めることにはなりません。

危険運転致死傷罪の20年と同じ刑にするために、救護義務違反は13.5年としてほしいのです。それが駄目なら危険運転過失致死傷罪隠匿罪なるものを作り、20年以上の刑にして下さい。抜け穴のない法改正を望みます。私たち連絡協議会は、これまでに4回、4人の法務大臣と面談し、署名用紙を提出してきました。署名数は30万2982筆です。法改正されるまで、もっともっと署名を集めていきます。どうか真剣に考えて法案を作ってください。よろしく願いいたします。

民事法定利率の改正について 弁護士 青野 渉

法務省が民事法定利率改正の方針を固める

2007年7月15日付の読売新聞の一面で、法務省が民事法定利率の引き下げの方針を固めたことを報道しました。この法改正が実現すれば、交通事故被害者の民事裁判が大きく変わることになります。

これまでの経過

交通事故によって、死亡したり、重い後遺症を負った場合、被害者は加害者に対して、事故によって受けた損害の賠償を請求することができます。損害賠償の中心になるのは「逸失利益(いしつりえき)」と呼ばれる損害です。「逸失利益」というのは、簡単にいうと「事故によって失われた将来の収入」を意味しています。例えば、事故で脳に障害を負って記憶力や知能が低下してしまった場合、事故前と同じように働いて収入を得ることが難しくなります。死亡した場合には、将来得られたはずの収入を全て失うこととなります。その分の損害を加害者に請求することになるのです。

ただし、将来の収入(10年後、20年後、30年後にもらうはずの年収)を、事故直後に一括して受領することになりますから、その間の利息を「差し引く」こととなります。具体的にいうと、年収500万円の被害者の逸失利益を計算する場合、裁判所は、次のように考えます。

「10年後に受領できる500万円を現時点で受け取る場合には306万円になる。なぜなら306万円を10年間保有していれば、利息がついて500万円になる。同じく、30年後に受領できる500万円を現時点で受け取る場合には115万円になる。」

そして、この計算で「利息」は「年5%」として計算するのが裁判所の慣例でした。この「5%」という利率が「民事法定利率」なのです。現在の民法は明治29年(1896年)に制定され、民事法定利率は一度も改正されていません。

しかし、これは現在の社会実態とは全くかけ離れています。定期預金の利率は平成8年に1%を割り、以後、10年以上にわたって1%以下の金利が続いています(1896年以降、このような低金利ははじめてのことです)。被害者は、受け取ったお金を年5%で運用することなど、不可能なのです。しかも、実は、民法には「逸失利益を計算するときは民事法定利率でやりなさい。」ということを書いていないのです。ですから、平成8年～平成16年にかけて、いくつかの地方裁判所で、民事法定利率より低い利率(2～4%)で逸失利益を計算した判決が出ていました。そして、平成16年7月16日、札幌高等裁判所は、高等裁判所としてはじめて逸失利益算定の利息について「実質金利を考慮して3%として計算する。」という判決を出しました(土場俊彦君の事件)。

しかし、平成17年6月14日、最高裁判所は、札幌高裁判決を破棄し「逸失利益の計算は民事法手利率によらなければならない。」との初判断を示したのです。つまり、最高裁判所は「実際の金利がどうであろうと、5%で計算すべき。」という判断をし、この問題は「司法」の場面では、決着がついてしまいました。

しかし、土場さんの事件の最高裁判決は、新聞やテレビでもかなり大きく取り上げられ、「被害者が年5%で運用することは不可能だ。この判決はおかしいのではないか?」という、当然の批判がなされていました。そこから、「司法」ではなく「立法」として、法律自体を変更するべきだという動きになっていきました。

政府の規制改革・民間開放推進会議は、最高裁判決の翌年の答申で、日本の民事法定利率が高すぎることを指摘し、「民事法定利率の見直し」を要請したのです。答申が公表された後、実際の民法改正作業を行う法務省民事局の動きが注目されていたのですが、冒頭で述べた読売新聞の報道によれば「2009年までに改正する方針を固めた」ということです。報道が事実だとすれば、2年以内に法改正が現実化することになりそうです。

被害者の声が法律を変える

記事でも指摘されているとおり、今回の利率の引き下げは、土場俊彦君の事件をはじめとする交通事故被害者の活動が影響しています。裁判そのものは勝つことが出来ませんでした。被害者の声が法律を動かそうとしています。

刑法や道路交通法も、交通事故被害者の皆さんの力で改正されました。今度は、民法の改正です。

ただし、保険業界にしてみれば、保険金の支払額に大きな影響を与える「一大事」です(9歳男子の事案ですと、民事法定利率が3%になれば従来の1.7倍、2%になれば2.2倍となりますので保険会社の経営にとっては深刻な問題となり、保険料率の改定もされるでしょう)。したがって、実際の法改正までは、まだ紆余曲折があると思います。今後も被害者の声を政治に届けていくことが重要だと思っています。

土場さんからも喜びの声

7月15日の読売新聞は1面トップで「法定利率引き下げへ」「逸失利益算出など影響」と報じました。さらに2面の「事故遺族の救済期待」という解説記事で、法務省がこの方針を固めた背景として、2005年6月の最高裁判決があると、北広島市の土場さんが青野弁護士を代理人にたかかった訴訟を指摘しています。

次の一文は、現在、病ともたかっている土場一彦さんから寄せられた喜びの言葉です。

「俊彦のために立ち上がらざるをえなかった裁判で、最高裁にて判断を仰いでも、被害者の声は届きませんでした。その際、次は立法措置しか手段はないな、と感じておりましたが、国のほうで先に腰をあげたのは、驚きと共にやってきた事の成果が別の形で現れたのかなと感じております。この件についてお悩みの多くの被害者、遺族の方々に少しでも光が当てられて、亡き人々の尊厳が少しでも回復されることを願っております。7月31日 土場一彦」

(関係記事：会報 15,19号)

「死人に口なし」の不当捜査、踏みにじられた息子の名誉と尊厳

安平町 中原 智子

【事件概要】

2002年3月21日、午前3時頃、長沼町東10線南7、274号線交差点内で、右折中の中原直之さん(当時20歳)の乗用車が、直進してきた大型貨物自動車と衝突し、直之さんは死亡。

直之さんは被疑者とされ、2002年8月、被疑者死亡で不起訴処分。

相手側の速度がきちんと捜査されていないことなどに疑問を抱いた遺族が、目撃者を求める看板を設置したり、自ら専門家に鑑定を依頼するなど事故原因を知るための取り組みを行った。

しかし捜査記録は、法務省訓令の事務規定により不起訴裁定から1年で廃棄されていた。2006年に、相手側を被疑者として告訴し、地検岩見沢支部で再捜査をしたものの、記録がないために十分な証拠が集められず、この3月時効となった。



在りし日の直之さん

側面からぶつけられ、50m押される

平成14年3月21日、一人息子直之は、乗用車に乗ったまま帰らぬ人になってしまいました。20歳でした。現場は長沼の「道の駅」近くの交差点です。右折を始めた直之の車は、右から猛スピードで突っ込んできた開発局の大型車に側面からぶつけられ、約50mも押され大破。直之は即死状態でした。

私が病院へ駆けつけた時には、すでに息を引き取った後でした。服は血だらけ、頭は悲惨な状態で、何が何だか分からずに大声で泣き叫ぶ状況でした。

直之は2歳の頃に父親と別れており、私も仕事に追われる毎日、十分に愛情を注いでやれず、どれほど淋しい思いをさせてきたかといつも思っていましたのに、この事故でした。

良く気が狂わなかったと、後から思うほどのショックに、現場に行くことは出来ず、実況見分調書も見られない状態が続きました。しかし、息子の事故の扱いは、これも想像を絶する不条理なものでした。

「死人に口なし」、捜査に疑問

当時、保険屋さんは私に「目撃者が見つかった。その人は『(直之が)赤信号で交差点内へ出ていった』と証言した」と言いました。この事を鵝呑みにしていた私は、後日、目撃者はいない事を知らされ、愕然としたのです。保険屋にそのことを問い質しても、今度は「そんな事は言った覚えがない」とそっけない返事。何故そんな嘘をつく必要があったのか。全く不可解なことばかりです。その頃保険屋は、会社の資金繰りでお金が必要だったらしいのですが、そ

の後はとにかく事故処理を急いでいました。

私は、目撃者は実際にいたのではないかと、しかし、本当のことを言わせないように加害者側が圧力をかけていたのではないかと、との強い疑念が残ります。

不可解なことは他にもありました。現場は感知式信号ですが、本当の信号はどうだったのか、警察に問い合わせたところ、この感知式信号が事故当時から10日間も壊れていたというのです。しかし、すぐ側のセイコーマートの人が故障に気づかないはずはありませんし、通常3月には定期点検は行わないということも聞きました。

そして次の疑問です。直之の側に信号無視という過失がないとすれば、どうして直之が被疑者なのか？

直之の車を衝突後50mも引きずった相手側の危険速度こそ事故原因ではないか？本当の速度は何キロだったのか？。(保険屋は最初80キロ以上と言っていました。相手側供述により、制限速度50キロを10キロ上回る60キロとなったそうです。)

全くでたらめな捜査に、疑問が次から次へと膨らみました。しかし、警察は何も答えてくれません。そしてこんな大事なことを、最初に依頼した弁護士は問題にもしてくれませんでした。私の疑問に耳を傾けることなく、現場に足を運ぶこともなく、民事裁判を急ぎました。今は裏切られた気持ちです。

鑑定速度は 83.9～87.1キロ

事件から4年後、被害者の会を知り連絡しました。前田さんや白倉さんが親身になって相談ののってくれ、相談した青野弁護士も、現場に出向いて調べてくれました。捜査記録が廃棄されていることなど、いろいろ分かりました。

速度は自動車短大の茄子川先生に鑑定を依頼しました。民事裁判の証拠で唯一手に入った実況見分調書のスリップ痕などから算定した速度は、何と、83.9～87.1 km/s。こんな危険速度で交差点に突っ込み、衝突時の速度は77.1 km/s。鑑定書は「時速60kmで走行していたことはありえない」と結んでいます。

この鑑定意見書を添えて、相手側の運転手を告訴しました。担当の検事は、現場に行くなど、再捜査をしてくれましたが、記録がなく不起訴処分。3月にとうとう時効を迎えてしまいました。

息子の無念を晴らしたい

直之はまさに「死人に口なし」で、証拠もないまま被疑者になってしまいました。相手側は刑務所にも入らず、時効となってしまい、本当に悔しいです。

もっと早く被害者の会の事を知っていれば、事故の真実が明らかにされ、直之の名誉回復が出来たかもしれません。残念で残念でなりません。

札幌地裁は旧公団の責任認めず 不当判決に控訴しました 室蘭市 高橋利子

平成19年7月13日、札幌地裁の坂本裁判官は、期待を持って真っ直ぐに、しっかりと見詰めていた私と夫の方は見ずに、「原告の請求を棄却します」と不当判決を宣告しました。

平成16年9月、旧日本道路公団に対し、安全管理を怠ったとして提訴以来、2年10ヶ月。数々の事実がわかってまいりました。しかし裁判官は正しい事を正しいと判断する事を拒否しました。

司法というのは弱者の見方では決して無いという事を、刑事裁判に続いてまた実感しました。

公共の道路にどんなに欠陥があろうと、危険であろうと、それによって命を喪おうと、それを防ぐ方法があっても、裁判官の言葉を借りますと、「一般的に普及していなければ」欠陥ではない、「お金がかかりすぎる」と決め付けるのです。

旧公団の年間予算は2兆円という巨額なものです。道路の安全上の欠陥を十分に知りながら、見て見ぬ振りをしてきた公団に責任は無いとはどういうことなのか。理解が出来ません。

二度と同じことが起きてほしくない、そして娘の喪った命を無駄にしたくない。その一念で、青野先生のお力をもう一度お借りすることとし、7月23日、札幌地裁に控訴いたしました。

私達にこれから何が出来るのか思案しています。どうか皆様のご支援をお願い申し上げます。

(関係記事：9、10、11、14、20、21の各号)

2007年7月14日 北海道新聞より

旧公団に責任なし 札幌地裁が賠償請求棄却 キツネ避け道央道事故死

道央自動車道に飛び出したキツネを避けようとして事故死した女性の両親が、道路を管理する旧日本道路公団（現東日本高速道路）などを相手取り、総額8900万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が13日、札幌地裁であり、坂本宗一裁判官は旧道路公団の責任を認めず、訴えを退けた。

坂本裁判官は「中小動物の侵入防止用の柵を設置したり改修したりしなかったからといって、道路の安全性を欠いているとはいえない」と旧公団の過失を否定。

旧公団が事故の10年以上前に動物侵入対策の研究成果をまとめながら、それを事故現場付近で実施していなかった - との原告の主張に対しては、「標準的なものとして、普及しているとは認められない」と指摘した。

判決後、原告の室蘭市白鳥台四、無職高橋雅志さん(67)、利子さん(62)夫妻は地裁内で会見し、控訴する意向を明らかにした。

雅志さんは「旧公団に何も責任がないと、どうして言えるのか。まったく不当な判決」と憤りをあらわにし、利さんは「このままでは、娘の死が無駄になってしまう。旧公団は動物の侵入防止策を取ってほしい」と涙を浮かべて訴えた。

交通安全講話を終えて 札幌市 細野雅弘

次の日程で、体験講話をさせていただきました。

5月15～16日 (株)エース 石狩営業所
7月11日 同 手稲区 曙営業所

講話の内容は以下の通りです。

1. 交通犯罪による被害の実態 数字には名前がある！
一次被害、二次被害、三次被害
2. 交通犯罪者の特徴 軽犯罪者はいずれ重犯罪者になる！
事故処理という他人事
3. 交通犯罪はなぜ起きる？ 想像力の欠乏からくる無責任！
4. 罪を償うとは 法律は厳罰化へ！ 誠意は死語か？
世が世なら 命＝一生をかけて償うこと
5. 事故を起こさないために 想像力を全開に！
自分の命＝他人の命 大切な法律以上の価値観
6. 一致団結して価値観の共有を！
プロフェッショナルゆえに！ 人の命を守るのは全員の責任！責任は「とる」ものではなく「果たす」もの！
必要なことは考えることではなく、考えて行動すること！人命尊重という誇り！

事故後、3年以上が経過し、初めて交通安全講話をさせていただきました。

内容としては、私の事故体験、被害者が事故後どのような状況・立場におかれるのかについて、典型的な加害者の特徴、事故が起きる原因、罪を償うことの意味、事故予防の心構え、今後運転する上での肝に銘じて頂きたい事、となっています。

講話の相手が運送会社のドライバーということで、特に意識していただきたいと考えた内容も含めています。ご自身が事故で怪我をされた経験の方もおり、講話の後いただいた感想文の中には、今後の仕事に生かしていきたいという内容のものが、多数ありまして、少しでも記憶に残っていたらと思っております。

人前で、自分の体験を含め、交通事故について話すというのは、それなりに精神的な重労働ですので、ある程度、精神的に回復してからのほうがよいと思います。しかしながら、事故当初は世間がすべて敵であるように見え、被害者の気持ちを共感できる人間など、一般人の中にはいないのだろうと考えていましたが、言葉を尽くして真剣に話ると、受け止めてくれる感性のある方も、少なからずいるということを感じています。また、自己体験を人前で話すということは、自分自身が事故の記憶を整理する上でもプラスに働く面があると感じています。今後も、自分の力の許す範囲で、このような活動をしてきたいと思っております。事故が1件でもなくなればと、祈っています。



千歳高校でのパネル展 07/5

交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故撲滅のための要望事項

2007年6月

北海道交通事故被害者の会

下線部分は今回の改訂部分

1 救命救急体制を万全にすること

1-1 医療活動のできる高規格の救急車（ドクターカー）および医療専用ヘリコプター（ドクターヘリ）を整備・配備して、人身にかかわる事故に対し、地域格差なく全ての人に迅速、適切な医療が施される体制を確立すること。

1-2 そのためにも、救急救命士の医療的権限の明確化や、救急指定病院の拡大、指定外病院でも迅速な医療が施されるシステムの確立、さらに遠隔地医療の充実などをはかること。

2 公正で科学的な捜査を確立すること

2-1 加害者供述に依存した「死人に口なし」の不正捜査を生まないよう、物証に基づいた科学的な事故捜査を行い、事故原因を徹底究明すること。科学的捜査に基づき公正な裁判を行うこと。

2-2 被害者の知る権利と、捜査の公正さを保障するため、実況見分調書など交通事故調書や鑑定報告書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期に開示すること。

2-3 科学的捜査と原因究明のために、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダー（事故やそれに近い事態が起きた際、急ブレーキなどに反応し事故前後の映像等が記録され、分析によって速度や衝撃の大きさなど詳細が再現できる）の全車装着義務を法制化すること。交通事故自動記録装置を増設すること。

3 被害者の知る権利 司法手続きに参加する権利 被害回復する権利 二次被害を受けない権利の擁護

3-1 事故原因、加害者の処遇、刑事裁判の予定など、被害者の知る権利を保障する通知制度を徹底すること。

3-2 被害者や遺族の供述調書については、事故原因が知らされた後、冷静に加害者の事などを考えられるようにその時期等を配慮すること。

3-3 刑事裁判において、被害者が当事者として訴訟参加できる制度を設けること。捜査、公訴提起、刑事裁判手続に被害者が直接関与できる制度を整備するとともに、かかる権利の実現に資する制度、例えば、捜査情報の提供を受け、捜査に参加する権利の確立や検察審査会の機能と権限の強化等をはかること。被害者が望むとき、刑事裁判手続のなかで民事の損害賠償の手続きもできる附帯私訴制度を設けること。

3-4 被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、保険賠償制度は国が管

理する自賠責保険に一体化し、対人無制限など充実させること。自賠責保険の支払限度額や給付水準を抜本的に改善するとともに、公正な認定がされるように機構の改善をはかること。また、後遺障害認定基準を脳や神経の機能障害に着目したものに直すこと、事故による流産もしくは帝王切開術に対する保障、およびその結果発生する後遺障害に対する保障について早急に整備するなど、労災保険の認定基準に準拠している現行の認定基準を抜本改定して十全な損害賠償を実現すること。経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度を確立すること。

3-5 脳外傷による高次脳機能障害を重大な後遺障害として認定し、これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にすること。介護料の支給対象を診断書による判断として拡大すること。遷延性意識障害の当事者を介護する療養センターの充実をはかること。高次脳機能障害者の作業所、生活・就労支援センター等の設立および運営への支援を拡大すること。

3-6 交通犯罪・事故の被害に遭った胎児の人権を認め、人として扱うこと。加害者の刑事罰、損害賠償および保険制度においても胎児の人権認め、保障を万全にすること。

3-7 交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられる公設の「犯罪被害者支援センター」（仮称）を設置すること。国会のような自助グループの活動に財政的支援が受けられる制度を整備すること。

4 自動車運転が危険な行為であるという社会的共通認識があるというべきであるから、交通犯罪の場合は、過失犯であってもその結果の重大性に見合う処罰を科すことが、交通犯罪抑止のために不可欠である。交通犯罪については、特別の犯罪類型として厳罰化をすること。

4-1 危険運転致死傷罪が全ての危険運転行為の抑止となるように、適用要件を大幅に緩和する法改正を行い、結果責任として厳しく裁くこと。前方不注意のような安全確認義務違反など、違法な運転行為に因って傷害を与えた場合は「未必の故意」による危険運転として裁くこと。交通犯罪のもたらす結果の重大性からも、新設された自動車運転過失致死傷罪の最高刑をさらに上げることや、飲酒ひき逃げの「逃げ得」という矛盾を生まない厳罰化など、法体系を整備すること。

4-2 交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け、起訴率を上げること。刑法211条2項の「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる」という「刑の裁量的免除」規定は廃止すること。

4-3 危険で悪質極まりない飲酒運転での死傷事件を撲滅するために、運転者への

厳罰の適用とともに、運転者への酒類提供者に対する罰則規定を設けること。また、事故の際の飲酒検査を徹底すること。飲酒の違反者には「インターロック」（アルコールを検知すると発進できない装置）装着を義務化するなど、再犯防止を徹底すること。

4-4 交通死について、24時間以内という扱いをせず、事故がもとで亡くなった方すべてを交通死とすること。

5 免許制度について

5-1 運転免許取得可能年齢の繰り上げ（バイクも18歳へ）や教習課程の抜本的見直しなど、免許付与条件を厳格にすること

5-2 免許者の違反行為はすべて重大な人身事故の原因や要因となる。累犯と事故の未然防止のために安全確認違反など悪質な道交法違反は全て免許取り消しとし、その他の違反にも欠格期間を長期にする、重い罰金を科すなど免許付与後の資格管理を適切に行うこと。また、免許再取得の制限を厳しくし、重大な違反で死傷事故を起こした場合などは永久に免許取得資格を与えないこと。

6 命と安全が最優先される社会の実現

6-1 交通安全運動の目標を「被害ゼロ」とし、事故原因と原因にいたる要因を完全に絶つ施策を講じること。運転者の「マナー」に依拠するのではなく、運転行為の社会的責任が自覚され、歩行者等への「安全確認」が最優先される運転者教育を徹底すること。

6-2 歩行者や自転車通行者、とりわけ子どもやお年寄りが安全・快適に通行できる道路環境をつくること。幹線及び準幹線道路での完全歩車分離と住宅地や商店街など生活道路でのクルマ通行の規制による歩行者優先を徹底し、歩行者や自転車利用者の被害をゼロにすること。交差点での歩行者、自転車事故を防ぐために、歩車分離信号とすること。通学路をはじめ全ての道路について安全を最優先した点検と見直しを行い、信号や歩道の改善、防護柵の設置など二重三重の安全策を講じること。高速道路などでの野生生物のロードキル対策を万全にして、これによる交通事故被害を根絶すること。

6-3 速度超過による犠牲を無くすため、全てのクルマに安全な速度に設定した速度抑制装置（リミッター）装着を義務づけること。

6-4 運輸業者の安全に対する社会的責任を明確にし、悪質違反や重大人身事故を惹き起こした運輸業者に対する監査を徹底するとともに、罰則を強化するなど行政指導を強化すること。

6-5 事故原因解明と再発防止のため、行政指導に必要な情報開示を徹底すること。

6-6 公共交通機関を整備し、クルマ（とりわけ自家用車）に依存しない安全で快適な生活を実現すること。

願いの実現めざして

6月15日、警察庁長官宛要望書提出

「交通事故問題を考える国会議員の会」所属の道選出風間衆議院議員に、今年も要望書提出の手続きをとっていただき、国会連絡係を通して漆間巖警察庁長官宛要望書を提出しました。

6月29日、道警交通部と意見交換会

道警との意見交換会が行われ、世話人7人と樋口事務局長が出席。道警は交通企画課長・本間義美氏および同統括官・北崎勝也氏が対応しました。

会の要望項目について説明したあと、道警から、分離信号がここ数年で124箇所(うち札幌で85箇所)に設置されたことなど説明がありました。私たちは、

科学的で公正な捜査の徹底、歩者分離信号を標準の信号とするなど、被害ゼロをめざし、被害者の視点に立った施策の推進を求めました。

7月27日、知事宛要望書を提出

道に対する要望書提出には、代表、副代表、および樋口事務局長の4名が出席。知事宛の要望書11項目の趣旨と自助団体への財政支援の必要性など切実な現状を説明しました。

高井修、道環境生活部長は「(被害者の会が)犯罪や事故撲滅のために活動を続けていることに敬意を表する。提出された要望は、重要な意見として道のとりくみにつなげていきたい」と述べました。



「生きている事が当たり前だと感じていた。これから、生きる事を大切にしたい」(北大、男性)

パネル展の感想 大学篇

北海道大学(6/11 ~ 15)

自分には一枚のパネルを見るので精一杯でした。実は弟が既に亡くなっています。家族を失うのはどんなに辛い事だろうかと思えます。病気のためでした。病気で亡くした時ですら、気持ちを落ち着けるのが大変だったのに、交通事故のように突然命を失ってしまう事がどれほど重い事なのか、ふと考え込んでしまいます。このパネル展を見て、また少し、命の重みについて考えてみようと思いました。(10歳代、男性)

尊い一つ一つの人生が、私達の中に生き続け、二度とこのような悲劇が起こらない日が来ることを願います。パネルを見させていただき、本当に大切なものをいただきました。もっと交通マナーに心を使い、人を思いやる心で行動し、人にも伝えていきたいです。(20歳代、女性)

加害者側の事ばかりで、残された遺族の方々はほったらかしのままの、この社会を変えていかなくてはならないと切に感じました。事故を減らしていこうとしない国には失望させ



られます。車と人と事故に関して、強く考えさせられました。頑張ってください。(20歳代、男性)

色々な場所で、こういう展示会をやって頂きたいと思いました。直接の被害者の方々の声は、心に響くからです。(20歳代、女性)

現代の若者の「いのち」に対しての考え方を見直すべきだと思った。(20歳代、男性)

北海道医療大学(6/25 ~ 7/6)

たまたま通りかかり、なんとなくひかれるように入りました。皆様の叫びが伝わってきたのだと思います。読んでいて涙が出そうになりました。「いのちとは何か」、口には出来ても真剣に日々意識する人は、なかなかいないのかもしれない。本当に真剣に生きている人以外は…。もう一度、自分にも友人にも問うてみようと思います。この機会をいただけて幸せです。家族の皆様にも少しでも光が射し込むよう、日々のいのちを大切にします。

知人が「人間は一生でどんな事ができるのか…きっと人生で最も大きな事は、人生を生きるという事だ」と話してくれた事があります。

ご家族の皆様は亡くなられた方の生きた人生を再度、一緒に生きておられる…そんな気がしました。とてもたくさんの事を感じ、うまく伝えられなくて非常にもどかしいです。

これからも共に生きる人生、頑張っで欲しいです。一人でも多くの方が、いのちを感じながら道の上を走る事を祈っています。(20歳代、女性)

私も毎日運転していて、気を付けなければならないと頭ではわかっている、CD、TV、カーナビ、携帯と、前方不注意にて運転している事も正直ありました。今まで事故を起こさなかったのは、単にラッキーだったとしか言い様はありません。パネルを見て、加害者にならないよう、携帯に出るのをやめ、また、カーナビの操作等もきちんと停止してからするようにします。若い命も老いた命も、同じように人を悲しませているのが本当によくわかりました。事故でお亡くなりになった方に対し、私自身いつ加害者になるかわからない運転をしていた為、申し訳ない気持ちでいっぱいです。(女性)

札幌国際大学(7/9 ~ 13)

交通事故なんて他人事だと思っていた。でも、自分の大切な人が今回のパネル展の人々と同じような状態になったら私は、どうするだろう?加害者を一生許しはしないと。ちょっとした注意で人の命が助かるなら、なぜ常に注意しないのかと思った。このパネル展はこれからも続けてほしい。交通事故の意味の無さがよくわかると思う。(20歳代、男性)

交通事故被害者の尊厳と権利をめざして

「フォーラム・交通事故2007」のご案内

10月16日(火) 18:00～

「かでの2・7」520研修室

(札幌市中央区北2西7) 入場無料

交通事故被害の実相

講演「被害者の権利と被害者支援の
今日の課題」(仮題)

【講師】常磐大学教授 諸澤 英道氏

専門は被害者学・刑事政策学・犯罪学

「国連犯罪防止会議被害者問題専門家会議」日本代表
著書に「新版、被害者学入門」(成文堂)、「トラウマから
回復するために」(講談社)など。

主催：北海道交通事故被害者の会

「被害者支援を創る」岩波ブックレット NO.489

諸澤英道 著 岩波書店 1999年9月

今秋の当会主催フォーラムの講師を引き受けてい
ただく諸澤先生が著者。これまで被害者や遺族を沈
黙させてきたのは、世の中全体の無理解であり、そ
の典型が「予断」と「偏見」であるとして、被害者
の権利および二次、三次被害を防止するための国や
社会の役割についていねいに解説しています。被害者問
題の基本文献とも言えます。

(ここで紹介する書籍は事務所
に有り、貸出をしています)



書籍紹介

「11時間」～お腹の赤ちゃん
は「人」ではないのですか～

江花優子著 小学館 2007年7月

札幌市の細野雅弘さん(5月から当会の世話人)
一家が被った交通死傷事件を、フリーライターの江
花優子(えばな・ゆうこ)さんが取材し、胎児の人
権問題として世に訴える力作です。

著者の最初のレポートは「女性セブン」2006年3
月号でした。その見出しは「妊娠31週での事故、帝
王切開で生まれたわが子は11時間で死亡。『殺人罪』
を訴える遺族の叫びに、あなたはどうか答える」で
した。交通犯罪被害者が受ける不条理を、その柔ら
かな感性で真摯に受け止め、鋭い知性で緻密に調べ
上げたレポートは、その年の小学館ノンフィクション
大賞優秀賞を受賞しました。

そして今年7月、作品はさらに加筆され、テーマ
は絞り込まれ、「人の命を尊ぶことの真の意味」を問
う単行本となりました。

先日、著者から当会へ寄贈本が送られてきまし
た。その中に「胎児の人権、そして尊い命が奪われ
る交通事故について、もっと深く考え議論する世の
中となりますことを、切に願っております」とのメ
ッセージが添えてありました。

「命の尊厳」を日々訴える私たち会員に、新たな
勇気を与えてくれる一冊です。

(なお細野さんから1冊寄贈されています)

会の目録

2007.4.11.～2007.8.20.



会合など

- 4/11 世話人会・例会、会報23号発送
- 5/9 世話人会・例会
- 5/12 定期総会、会員交流会
- 6/13 7/11 8/8 世話人会・例会
- 6/29 道警との意見交換会
- 7/27 知事宛要望書提出

訴えの活動

- 4/27 岩見沢緑陵高校 5/10 北大法科大学院
- 6/12 月形学園 6/27 小樽工業高校(前田)
- 5/25 千歳高校定時制 7/9 札幌国際大学(小野)
- 5/15,16 (株)エース石狩営業所 7/11 (株)エ
ース手稲区曙営業所(細野)

処分者講習での講師

- 4/27 二宮 5/25 佐川 6/28 内山 7/26 前田

パネル展示

- 4/9～13 厚別区民センター 4/16～20 白
石区民センター 5/14～16道庁ロビー
- 5/14～18 豊平区民センター 5/22～25 千
歳高校 6/11～15 北大生協北部店 6/11
日通札幌運輸(株) 6/25～7/6 北海道医療大
7/9～13 札幌国際大学 7/17～20 北海道教
育大学 8/8～18 函館市水道局

今年の「フォーラム・交通事故2007」は、本ページにあるように、10月16日(火)18:00～
「かでの2・7」(北2西7)520研修室で行います。

例会は毎月第2水曜日(9/13、10/11、11/8、12/13、1/10)13時～15時、事務所です。

いのちのパネル展、予定:

8/20～24 札幌北区民センター 9/25～28日 札幌中央区民センター